

資料 1

「北九州市社会福祉審議会運営規程」の
改正について

北九州市社会福祉審議会運営規程の改正について(案)

1 改正理由

(1) 児童の権利擁護に係る調査審議及び意見具申に関する意見の改正について

令和4年6月に児童福祉法が改正され、都道府県等の責務として、児童福祉法に基づく入所措置等その他の措置の実施及びこれらの措置の実施中における処遇に対する児童の意見又は意向に関し、児童福祉審議会その他の機関の調査審議及び意見の具申が行われるよう規定された(令和6年4月1日から施行)。

子どもの権利擁護に係る調査審議及び意見具申にあたっては、専門的な意見聴取を必要に応じて迅速に対応する必要があることから、児童福祉専門分科会に新たな審査部会を設置したい。

上記理由により、現在の社会福祉審議会の規定を改正する必要がある。

2 改正内容

(北九州市社会福祉審議会運営規定 新旧対照表)

新	旧
<p>(専門分科会の審議)</p> <p>第5条 審議会は、児童福祉法(昭和22年12月12日法律第164号)第8条第2項、同条第9項(略)に定める意見を求められたときは、児童福祉専門分科会の意見をもって審議会の意見とすることができる。</p>	<p>(専門分科会の審議)</p> <p>第5条 審議会は、児童福祉法(昭和22年12月12日法律第164号)第8条第2項、同条第7項(略)に定める意見を求められたときは、児童福祉専門分科会の意見をもって審議会の意見とすることができる。</p>
<p>(審査部会)</p> <p>第6条 1~4 略</p> <p><u>5 児童福祉法第11条第1項第2号りに規定する児童の権利の擁護に関する調査審議等のため、児童福祉専門分科会に審査部会を置く。</u></p> <p><u>6 前4項の規定に基づく審査部会の委員は、児童福祉専門分科会に属する弁護士、医師等の委員及び第1条の4に規定する臨時委員の内から委員長が指名する。</u></p> <p><u>7 第1項から第5項までの規定に基づく審査部会に、審査部会の委員の互選による部会長</u></p>	<p>(審査部会)</p> <p>第6条 1~4 略</p> <p><u>5 前3項の規定に基づく審査部会の委員は、児童福祉専門分科会に属する弁護士、医師等の委員及び第1条の4に規定する臨時委員の内から委員長が指名する。</u></p> <p><u>6 第1項から第4項までの規定に基づく審査部会に、審査部会の委員の互選による部会長</u></p>

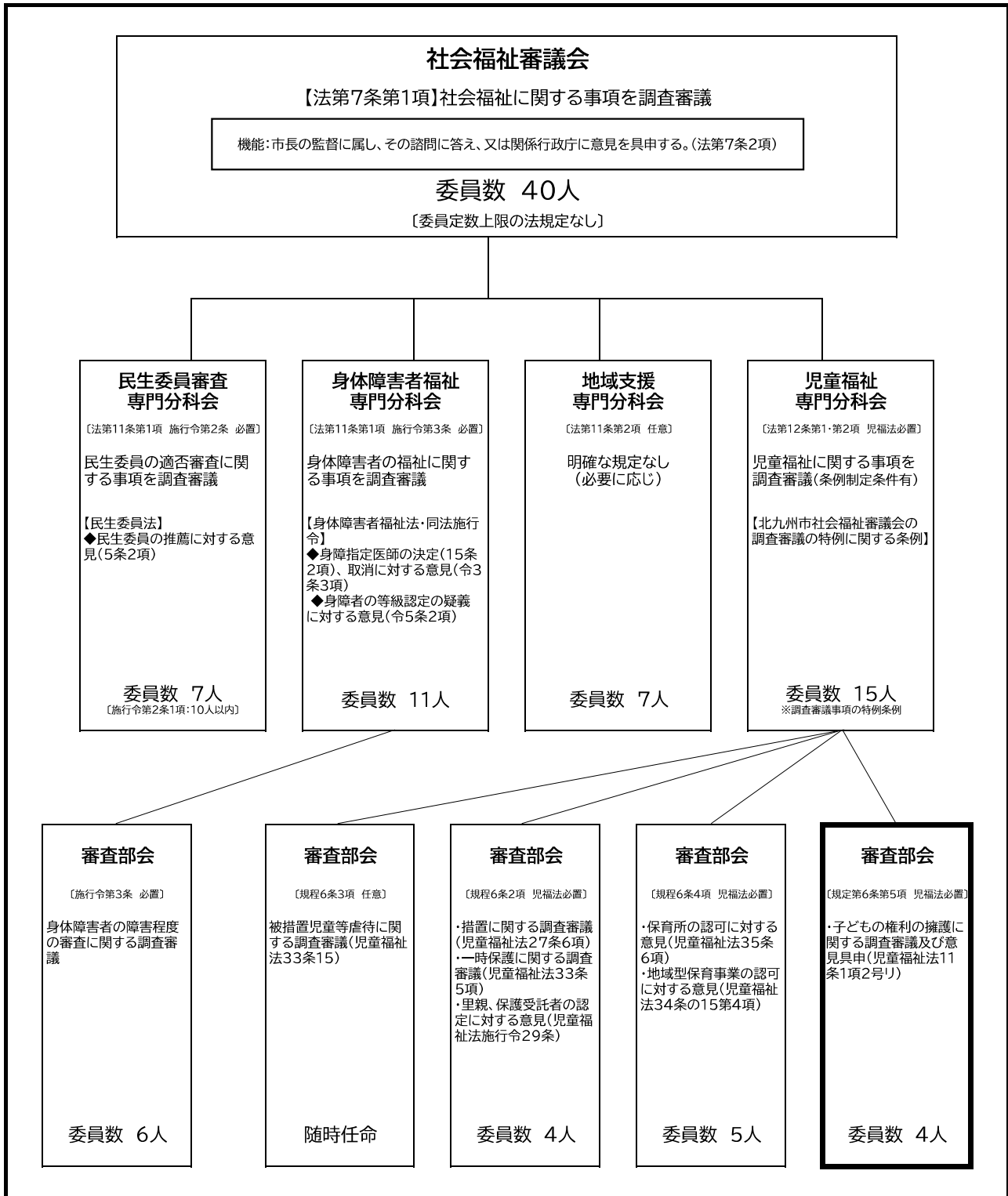
<p>及び副部会長各1名を置く。</p> <p>8 各審査部会長は、部務を掌理し、審査部会の審査の経過及び結果をそれぞれの属する専門分科会長に報告するものとする。</p> <p>9 会長に事故があるときは、副部会長がその職務を代理する。</p> <p>(審査部会の議事)</p> <p>第7条 1～5 略</p> <p>6 <u>児童福祉法第11条第1項第2号りの報告を受けたときは、前条第5項に規定する児童福祉専門分科会審査部会の意見をもって審議会の意見とする。</u></p> <p>7 審査部会の招集、議事の定足数及びその議決数については、第2条の2の規定を準用する。</p> <p><u>付 則 この規程は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第5条の改正規定は、令和5年12月19日から施行する。</u></p>	<p>及び副部会長各1名を置く。</p> <p>7 各審査部会長は、部務を掌理し、審査部会の審査の経過及び結果をそれぞれの属する専門分科会長に報告するものとする。</p> <p>8 部会長に事故があるときは、副部会長がその職務を代理する。</p> <p>(審査部会の議事)</p> <p>第7条 1～5 略</p> <p>6 審査部会の招集、議事の定足数及びその議決数については、第2条の2の規定を準用する。</p>
--	--

3 施行期日

第6条第5項から第9項、第7条第6項から第7項は、令和6年4月1日
第5条は、令和5年12月19日

北九州市社会福祉審議会組織図

[R6.4.1~]



(注) 法: 社会福祉法

施行令: 社会福祉法施行令

規定: 北九州市社会福祉審議会運営規程

北九州市社会福祉審議会運営規程の改正について

(児童福祉分野のみ)

社会福祉審議会 審議事項

- (1) 児童福祉の設備又は運営が最低基準に達せず、かつ著しく有害であると認め、事業の停止を命ずるときの意見(児童福祉法第46条第4項)
- (2) 無認可児童福祉施設に対する事業の停止又は施設の閉鎖を命ずるときの意見(児童福祉法第59条第5項)
- (3) 母子福祉資金貸付金を将来に向かって当該資金の貸し付けをやめるときの意見(母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第13条)

児童福祉専門分科会 審議事項

- (1) 児童、妊産婦及び知的障害者の福祉に関する事項の調査審議(児童福祉法第8条第2項)
- (2) 児童、知的障害者の福祉を図るため、芸能、出版物、がん具、遊具等を推薦し、又はそれらを製作し、興行し、販売する者に対する必要な勧告(児童福祉法第8条第9項)
- (3) 母子保健に関する調査審議及び長からの諮問に対する回答、意見具申(母子保健法第7条)
- (4) 母子家庭に関する調査審議及び長からの諮問に対する回答、意見具申(母子及び父子並びに寡婦福祉法第7条)
- (5) 児童福祉施設に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるときの意見(北九州市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第4条第1項)
- (6) 放課後児童健全育成事業者への勧告に関する意見(北九州市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例第4条第3項)
- (7) 家庭的保育事業者等への勧告に関する意見(北九州市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例第4条第3項)

※ 社会福祉審議会運営規定
第6条第5項、第7条第6項の改正

審査部会 審議事項

【里親・施設入所関係審査部会】

- (1) 里親等への委託、児童養護施設等の施設への入所等(一時保護を含む)の措置をとる場合、及びこれらの措置を解除、停止、変更する場合、児童やその保護者の意向と一致しないときの意見(児童福祉法第27条第6項、第33条第5項)
- (2) 里親の認定に係る意見(児童福祉法施行令第29条)

【被措置児童等虐待関係審査部会】

- 被措置児童等虐待に関する調査審議(児童福祉法第33条の15)

【保育所及び家庭的法郁事業者等の認可関係審査部会】

- 保育所及び家庭的保育事業等の認可に係る意見(児童福祉法第34条の15第4項、第35条第6項)

【子どもの権利擁護関係審査部会】 (新設)

- 子どもの権利の擁護に関する調査審議及び意見具申(児童福祉法第11条第1項第2号)